

重量シャッター

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象とした重量シャッターは、**標準仕様書 16 章 11 節**に規定する重量シャッターとしている。

重量シャッターの種類は、以下のとおり。

- (1) 用途による種類は、管理用シャッター、外壁用防火シャッターおよび屋内用防火シャッターを対象としており、防煙シャッターは、対象としていない。
- (2) 開閉機能による種類は、上部電動式（手動併用）および上部手動式を対象としている。
- (3) スラットの形式による種類は、インターロッキング形を対象とし、オーバーラッピング形は対象としていない。

2. 品質・性能

(1) 材質等

規定された主要資材の材質および資材メーカーから申請品の製造所への納入ルートを確認している。

(2) 重量シャッターの性能

- (イ) 耐風圧強度は、スラットの耐風圧性能図（スラット形状ごとの風圧力に対するシャッターの最大内法幅を示すもの）について計算書で確認している。
- (ロ) **実施要領**に規定する試験機関等によるスラットの曲げ試験、急降下防止装置および開閉繰返し性能試験の結果を確認している。また、他の開閉試験等については、製造所による JIS A 4705 (2015) 「重量シャッター構成部材」に規定する試験結果を確認している。

(3) 構造

重量シャッターの構造は、**標準仕様書**の規定との整合性について確認している。

(4) 寸法

部材寸法は、製造所における構成部材の寸法許容差を確認している。

(5) 保護装置

保護装置について、以下の装置を設けていることを確認している。

- (イ) 電動式は、リミットスイッチのほかに保護スイッチを設けている。
- (ロ) 電動シャッターは、不測の落下に備え、二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置等を設けている。ただし、建築物に使用する内り幅 8 m 以下、内り高さ 4 m 以下の場合として、性能を確認している。

(ハ) 電動式で次に掲げるシャッターは、降下中に障害物を感知した場合は、自動的に停止する機能を有する障害物感知装置を設けている。

- (a) 日常使用される管理用シャッター
- (b) 一斉操作、遠隔操作等見えない場所から操作するシャッター

(ニ) 煙若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する防火シャッターは、次の (a)、かつ (b) による危害防止機構を設けていることを確認している。

- (a) 障害物感知装置（自動閉鎖型）

シャッター最下部の座板に感知板を設置し、シャッターが煙若しくは熱感知器又は手動閉鎖装置の作動により降下している場合には、感知板が人に接触すると同時に閉鎖作動を停止し、接触を解除すると、再び降下を開始し、完全に閉鎖する。

- (b) 「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和 48 年 12 月 28 日付け 建設省告示第 2563 号、最終改正平成 17 年 12 月 1 日付け 国土交通省告示第 1392 号）に定める基準に適合する。